

平成29年度の介護保険料を決定しました

平成29年度の介護保険料を決定しました。介護保険料決定通知書を全ての65歳以上の方へ6月に送付します。介護保険料は、ご本人とその世帯の住民税課税状況や収入・所得に応じて11段階に区分されます。

介護保険料のお支払いにご協力を

介護保険制度は、保険料と公費で運営されています。介護は誰にでも起こりうる問題です。しかし、介護保険料を納めないでいると、将来介護が必要になった時、介護サービスの利用に制限がかかる場合があります。将来、介護が必要になっても安心して暮らせるよう、保険料の納め忘れがないよう、お願いいたします。

※1年以上滞納すると、サービスの利用が一旦全額自己負担になります。

※1年6か月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなります。

※さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が差し引かれます。

※滞納が2年以上続くと、介護保険料を遡って納めることができなくなります。

介護保険料の納付が困難な場合は、お気軽にご相談ください。

問合せ先 健康生きがい課 介護高齢グループ

94-0051

【65歳以上の介護保険料基準額は、月額3,750円です。】

区分	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.40	18,000円
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の方	基準額×0.65	29,200円
第3段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70	31,500円
第4段階	世帯内に住民税課税者がある場合で、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.80	36,000円
第5段階	世帯内に住民税課税者がある場合で、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	45,000円
第6段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.20	54,000円
第7段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	56,200円
第8段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	67,500円
第9段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額×1.60	72,000円
第10段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	基準額×1.75	78,700円
第11段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×1.85	83,200円

第20回愛知県介護支援専門員実務研修受講試験

愛知県介護支援専門員実務研修受講試験を実施します。

試験日 10月8日(日)

受験資格

次の①および②に該当する方

① 保健・医療・福祉の各分野で合計5年以上(一部の対象者は10年以上)の実務経験がある方

② ①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方、若しくは、現在①の業務に従事しておらず、かつ、住所が愛知県にある方

願書の配布期間 6月6日(火)から7月12日(水)

願書の配布場所 ▼健康生きがい課

▼愛知県高齢福祉課▼県福祉相談センター地域福祉課▼県民相談室

▼愛知県社会福祉協議会

願書の受付期間 6月13日(火)から7月12日(水)

問合せ先 愛知県社会福祉協議会福祉人材センター 介護支援専門員実務研修受講試験係

052-212-5530(直通)

(6月13日(火)から10月6日(金)の間)

052-212-5516

(右記期間以外)